

福井市週休 2 日促進工事における経費の補正について

福井市週休 2 日促進工事实施要領第 6 条の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 補正の方法

(1) 建築、港湾・漁港工事以外の建設工事

- 1) 発注者指定型の経費補正は、当初設計で完全週休 2 日（土日）の補正係数で計上し、現場閉所の実績が完全週休 2 日（土日）に満たない場合は、月単位の週休 2 日として補正し減額して変更契約する。また、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は補正係数を除して変更契約する。

表 1 発注者指定型

現場閉所の状況	労務費	共通仮設費	現場管理費
完全週休 2 日（土日）	1.02	1.02	1.03
月単位の週休 2 日以上	1.02	1.01	1.02
上記以外の週休 2 日	補正なし		

- 2) 労務費及び機械経費の内訳が不明な見積りについては、当該補正を実施しない。また、工場製作のみの費用については、補正の対象としない。
- 3) 市場単価については、加算率及び補正係数を乗じて計算した設計単価に、表 2 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 2 市場単価

名 称	区 分	発注者指定型	
		月単位	完全週休 2 日（土日）
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01

道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付粹工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

表 2 土木工事標準単価

名 称	区 分	発注者指定型	
		月単位	完全週休 2 日 （土日）
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01

塗膜撤去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノコギリ式コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用養生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金 z 丸溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02

(2) 建築工事

1) 発注者指定型の場合

当初設計時、労務単価に対して表 5 に記載の補正率を乗じる。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

表 5 建築工事における補正係数（発注者指定型）

現場閉所の状況	補正係数 労務費	現場管理費
完全週休 2 日（土日）	1.02	1.01
月単位の週休 2 日以上	1.02	1.00
上記以外の週休 2 日	補正なし	

市場単価、補正市場単価については、表 A - 2 、表 E - 2 及び表 M - 2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ . 基準補正単価の表 A - 1、表 E - 1 及び表 M - 1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A - 2、表 E - 2 及び表 M - 2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載単価(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、表 A - 2、表 E - 2 及び表 M - 2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工種	摘要	月単位及び 完全週休 2 日（土日）	
		新営	改修
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01

「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び 完全週休 2 日（土日）	
		新営	改修
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（設置極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表 M - 1 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び 完全週休 2 日（土日）	
		新営	改修
保温工事	配管用ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧 チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ ー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

（参考）

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ . 基準補正単価の表 A - 1、表 E - 1 及び表 M - 1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A - 2、表 E - 2 及び表 M - 2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

2 適用日

令和 7 年 7 月 2 5 日以降の施行例にかかる工事から適用する。